

【第2回】遺言書を書くメリット

前回は、遺言書がない場合に誰がどれだけ遺産をもらえるのかについてお話ししました。今回のテーマは、遺言をするメリットです。遺言書を書いた方が良い人とは、どんな人でしょう。例えば、①子どもがいない、②相続人がいない、③相続人が多い、④相続人同士（子どもや兄弟姉妹）の仲が悪い、⑤先妻・後妻、先夫・後夫に子どもがいる、⑥内縁の配偶者やその子どもがいる、⑦特に面倒をよく見てくれた人に財産を譲りたい、⑧相続させたくない人がいる、⑨不動産以外に主な財産がない、⑩どこに財産があるのか、相続人には分からない、⑪相続税対策が必要。以上に当てはまる人は、遺言を残すことをお勧めします。

ドイツに住む皆様の場合、⑫日本に不動産や預貯金がある、⑬相続人が日本にもいる、といったことへの

配慮も、相続手続きの煩雑化を避けるために重要となるでしょう。

以前、こんな案件がありました。ドイツに住んでいた日本国籍の80歳代の男性が亡くなりました。ドイツ国籍の奥様との間に子どもはおらず、遺言書もありませんでしたので、相続手続きをするためにドイツのみならず、日本でも戸籍等の正式な書類によって相続人を特定し、証明する必要が出てきました。当初、ドイツ人の奥様からは相続人は2人と聞いて安心していたのですが、ふたを開けてみると、なんと相続人は日本だけでなく各国に散らばっており、奥様を含め11人もいたのです。これだけ多くの相続人がいると、中には「生前仲が悪かったから」とか、「面倒くさいから」と言って手続きに応じない相続人も出てきて、遺産が宙に浮いたままになってしまうことが

あります。遺言書さえ書いていれば、無駄な相続手続き費用も掛からず、遺産はすべて奥様のその後の生活資金にできたはずで、非常に残念なケースでした。

遺言書のメリットをまとめると、遺言することにより、漠然としていた自分の意思を文書に整理でき、相続開始後に相続人同士の無用なトラブルを避けられます（ご自分の死後に、わざわざ火種を遺しておくのは良案とは思えません）。また、特定の相続人に多く遺したり、譲らなかつたりと配分調整ができ、相続人以外に財産を遺すことも可能*。さらに、「お葬式はせず、遺骨は日本のお墓へ」といった希望を付言事項として書くこともできます。どうですか？ あなたにメリットはありそうですか？

今回は、ドイツ在住の皆様にとって意義のある遺言書の、具体的な書き方をご紹介します。

*ただし、兄弟姉妹を除く相続人には遺留分という、一定の財産をもらう権利があります。

